

公益財団法人阪和育英会 奨学生募集案内

大阪府中央区伏見町4丁目3番9号

公益財団法人 阪和育英会

理事長 古川 弘成

公益財団法人阪和育英会は、1957年4月、阪和興業株式会社より基金の寄付を得て設立された公益法人であります。成績優秀で前途有望な学生でありながら、諸般の事情により修学が困難で学資の援助を希望する者に対して奨学金を支援し、教育の機会均等を図ると共に、社会の健全な発展に貢献する目的で運営されております。

給付奨学生になるための資格（留学生は対象としておりません）

1. 日本国籍を有し学校教育法による日本の大学に在学する者（学部生）
2. 品行方正、学術優秀、心身健全で向学心に富み、有能なる素質を持ち
学校長（又は学部長）又は当会が適当と認める者の推薦を受けた者
3. 経済的理由により修学が困難な者（家計の年収合計が600万円未満）
4. 学力基準に関して学部1年生は高校3年間の認定平均値が4.3以上、
また学部2年生以上は平均GPAが3.0以上の者
5. 奨学生選考の面接を受けられる者で、受給期間を通して成績証明書、
及び学業レポートを提出できる者
6. 他の奨学金を受給しての併給受給は可能
7. 奨学生採用説明会に出席できる者

2025年5月26日～5月30日の16:00～18:00（予定）

東京と大阪のいずれか都合の良い方に出席のこと（交通費は実費支給）

8. 奨学生親睦会に出席できる者

在学中の奨学生に集まっていただき情報交換などを行います。

2025年8月4日（大阪）又は8月8日（東京）16:00～18:00（予定）

大阪か東京のいずれか都合の良い方に出席のこと（交通費は実費支給）

奨学金の給付金額及び募集人員（２０２５年度）

大学生（学部生）月額 **40,000**円 各大学１名、合計２５名

奨学金の給付期間

1. 学校の正規の修学期間で且つ実際に修学をしていること。
2. 休学・停学期間中、原級に留まる時、卒業期限を延長する時、また学籍を失った時は原則として給付を停止する。その他成績証明書や学業レポートを提出期限内に提出されない場合も給付を停止する。

奨学生出願手続

1. 本会奨学生を志望するには、在学する学校の学校長（又は学部長）に、願書を提出し推薦を受けなければならない。手続きは、学校から本会所定の「奨学生願書」の交付を受け、本人と保証人が必要事項を記入し、写真を貼付した上で学校に提出すること。また成績証明書、家計の収入証明書も添付のこと。なお健康診断書は学校指定の様式でも可能。
2. 学校長（又は学部長）は本会奨学生志望者から願書の提出を受け、これを推薦すべき者と認めた時は本会所定の「奨学生推薦調書」に必要な事項、特に推薦事由を詳しく記入し願書と共に本会宛に提出すること。

奨学生の採否決定及び通知

1. 被推薦者について、本会の選考委員会において人物・学業成績・健康状態・家庭状況など各方面から検討して決定する。又、必要に応じて面接を行う。
2. 本会奨学生の採否が決定した時は、学校長（又は学部長）を通じて本人に通知する。

以 上

２０２５年 ３月 ７日